

よくある質問集

No.	質問	回答
1.概要		
101	営業時間短縮の協力要請の期間は	営業時間短縮の協力要請は、「第4期：8月27日（金）から9月12日（日）までの17日間」「第5期：9月13日（月）から9月30日（木）までの18日間」です。
102	要請の対象となる区域は	県内全域です。
103	対象となる施設（業種又は業態）は	徳島県内で食品衛生法に基づく飲食店もしくは喫茶店の営業許可を取得し、飲食業を営業しており、通常時に午後8時以降も営業をしていた施設が対象となります。 また、協力金の支給にあたっては、徳島県が発行する「ガイドライン実践店ステッカー」の掲示が必要です。詳しくはNo.301をご覧ください。 なお、対象外となる施設については、No.213等をご覧ください。
104	営業時間短縮は何に基づくものか	新型インフルエンザ等対策特別措置法（第24条第9項）に基づく要請です。
105	営業時間短縮の要請が緩和されたため、通常営業時間と同じ午後9時までの営業に変更した場合、協力金はもらえるか	通常の営業時間が午後8時から午後9時までの店舗の方が、通常の営業時間に戻された場合、協力金の対象外となります。 引き続き、「午後8時までの営業時間短縮及び午後7時までの酒類提供時間短縮」または「休業」をしていた場合、協力金の対象となります。

No.	質問	回答
2.営業時間短縮要請		
201	なぜ、その業種だけの営業時間短縮要請をするのか	新型コロナウイルスの感染は、飲酒を伴う懇親会等や大人数や長時間に及ぶ飲食などの場で起きやすいとされ、本県でも、これまで会食の場を起点とする感染者が確認されていることから、飲食を提供する施設の営業時間を短縮し、感染拡大を防止しようとするものです。
202	午後8時までに営業終了とはどういうことか	午後8時までに店内にお客様がいない状態にさせていただくようお願いします。 午後8時までに閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。
203	酒類の提供は午後7時までとはどういうことか	注文を受けて、お客様に酒類を提供するのを午後7時までとしてください。 提供した酒類を午後8時まで楽しんでいただくことは問題ありません。
204	酒類の提供開始は午前5時からでいいのか	午前5時から午後7時までの間に提供するようにしてください。
205	8月27日(金)の0時から閉店しなければならないのか	第4期は8月27日(金)の営業開始分からの時短営業をお願いいたします。 そのため、26日(木)中に営業を開始した店舗については、通常の営業時間まで営業しても問題ありません。 24時間営業の場合は、27日(金)午後8時に閉店をお願いいたします。 第5期は第4期から継続した要請となるため、9月13日(月)の0時から5時までの間も閉店をお願いいたします。

No.	質問	回答
206	10月1日(金)は0時から営業していいのか	問題ありません。
207	ホテル・旅館における、午後8時までに飲食の提供を停止するとはどういうことか	宴会場スペース等、「集会の用に供する部分」に限り、営業時間短縮要請の対象としています。その場合、午後8時までにすべての利用客に退出いただく必要があります。なお、宿泊客のみの利用は、「宿泊を目的とする利用」の一環であるため、対象外としています。
208	インターネットカフェ、マンガ喫茶は対象か	宿泊を目的とする利用が相当程度見込まれる施設でもあることから、営業時間短縮要請の対象外としています。ただし、インターネットカフェ内のカラオケボックスについては、他のスペースと明確に区分できるようであれば、対象となります。
209	ホテル・旅館の宴会場での飲食は対象か	宴会場など専ら飲食を提供するスペースについては営業時間短縮要請の対象となります。
210	ホテルや旅館において、宿泊部屋で飲食を提供する場合は対象か	部屋食やルームサービスは営業時間短縮要請の対象外です。

No.	質問	回答
211	ホテル・旅館において利用客へのサービスは全て休止する必要があるか	飲食を提供するサービス以外については、営業時間短縮要請の対象としていません。
212	ウェディング専用施設やセレモニーホールにおける飲食は対象か	結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用するお客様のみならず飲食を提供する場合は対象外となります。 例：施設内でのディナー営業など不特定多数の方に飲食を提供する場合は対象となりますが、結婚式または葬祭などで利用する方のみならず飲食を提供する場合は対象外となります。
213	要請の対象外である飲食サービスはどのようなものか	<p>(1) 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗(飲食店営業許可書・喫茶店営業許可書に「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び、飲食する場所を設けていない店舗が該当します。)</p> <p>(2) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗</p> <p>(3) イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店</p> <p>(4) 自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー</p> <p>(5) ネットカフェ・漫画喫茶</p> <p>(6) キッチンカー</p> <p>(7) ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみならず飲食を提供する場合</p> <p>(8) 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみならず飲食を提供する場合</p> <p>(9) 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合</p> <p>(10) 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合(飲食店営業許可書に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの)</p>
214	施設内にいくつか営業時間短縮要請対象施設がある。この場合、施設全体で営業時間短縮しないといけないか	協力要請対象施設のみ営業時間を短縮していただくことで差し支えありません。
215	ショッピングセンターのフードコートは営業時間短縮要請の対象か	午後8時以降も営業している飲食店については営業時間短縮の要請対象となります。ただし、時短営業要請対象かどうかは、個々の飲食店ごとに判断しますので、フードコート全体が一律に時短営業短縮の要請の対象となるわけではありません。協力金についても同様です。

No.	質問	回答
3.協力金の申請について		
301	協力金の支給対象は	営業時間短縮要請の対象施設であり、営業時間短縮の協力要請に応じて、通常午後8時以降まで営業していたものを午後8時までに営業時間短縮または休業を行った施設のうち、申請時に、徳島県が発行する「ガイドライン実践店ステッカー」を掲示していることが必要です。
302	店舗の内観及び外観がわかる写真とは	<p>内観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常態として飲食できるスペースがあるかどうか確認できるよう、なるべく広く店内が写っているように撮影してください。 <p>外観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗の全景に加え、看板や「のれん」など、店名や支店名がわかるように撮影してください。
303	営業時間短縮の実施を証明するものは、ホームページをプリントアウトしたものでいいのか	各施設自身が運営しているホームページで営業時間短縮の周知をしている場合はそのページをプリントアウトしたもので問題ありません。ただし、第三者が書き込むことができるレビューサイトの引用はできません。
304	協力金をもらうには時短営業要請の全期間について時短営業する必要があるか	できるだけ全期間時短営業をしていただきたいですが、何らかの事情で時短営業の開始が遅れた場合も、協力期間に応じて、協力金の対象とします。ただし、時短営業を開始した日から各期の終了日まで連続して時短営業または休業をすることが必要です。

No.	質問	回答
305	<p>普段から午後8時に閉店している店舗が、閉店時間はそのまま、酒類の提供を午後7時までとした場合、協力金の対象となるのか</p>	<p>このたびの要請は、 ①営業時間を午後8時までに短縮すること ②酒類の提供を午後7時までとすること の2点を要請しておりますので、②のみでは対象となりません。</p>
306	<p>月曜日から木曜日は午後8時に閉店、金曜日から日曜日は午後10時まで営業している場合、金曜日から日曜日のみ午後8時までに閉店したら、対象となるのか</p>	<p>対象となります。</p>
307	<p>時短要請期間中に新規で開店した場合は対象になるか</p>	<p>対象となります。 開店した日以降、日割りで支給することとなります。</p>
308	<p>営業時間短縮ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか</p>	<p>もともと、午後8時以降も営業している飲食店等が、時短営業の要請を受け、営業時間短縮ではなく終日休業した場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。</p>
309	<p>今月から営業時間を午後8時までから午後9時に変更したが、協力金の対象となるか</p>	<p>協力金を受けることを目的とし、営業時間を変更することは認められませんが、協力金とは関係なく、時短要請を行った8月25日より前に、営業時間を変更しており、かつ、今後も引き続き営業時間を延長するのであれば対象となります。</p>

No.	質問	回答
310	スポーツクラブやライブハウスなど、飲食店営業許可を受けた喫茶コーナーを運営している場合、当該コーナーを午後8時までの時短営業とすれば、協力金の対象となるか	喫茶コーナーの運営事業者が許可を受けて営業している場合、喫茶コーナーのみが時短営業に協力し、支給要件を満たすことで協力金の対象となります。
311	飲食店等が午後8時で閉店し、以降はデリバリーやテイクアウトの営業を続けたとしても、協力金の対象となるか	午後8時以降、デリバリーやテイクアウトのみ営業を続けても、店内での飲食営業時間が午後8時まで短縮されていれば、協力金の対象となります。
312	複数の店舗を経営している場合、各店舗とも支給対象になるのか	支給要件を満たしている場合は、複数の店舗が対象となります。
313	大企業が経営する施設も協力金の支給対象になるのか	対象施設が交付要件を満たしていれば、大企業でも対象になります。
314	県外に本社があり、店舗は県内にある場合、対象になるのか	県内に所在する対象施設が交付要件を満たしていれば、対象になります。
315	飲食店の許可が失効していたが協力金の支給対象になるのか	営業許可が失効していた場合、そもそも営業が出来ないため、支給対象とはなりません。
316	週に1日だけの営業だが、協力金の対象となるか	対象となります。 なお、各店舗の定休日も含めて、期間中協力いただいた日数（第5期の全期間協力いただいた場合は、18日分）に応じ支給します。

No.	質問	回答
317	営業時間を特に決めておらず、予約が入ったときや、客が居る間は午後8時以降も営業をしているが、協力金の対象となるか	通常時の営業時間については、営業実態に応じて各店舗にて判断いただくものとなります。
318	市町村等，地方公共団体は支給対象になるのか	対象となりません。
319	要請対象の飲食店を5店舗経営しているが、店舗ごとに申請(5つの申請)するのか、まとめて申請すればいいのか	店舗ごとに申請していただきます。
320	申請する際の店舗数はどのように捉えたら良いか	飲食店又は喫茶店の営業許可書の数により判断します。ただし、許可書の数も複数であっても、会計場所が同一であるなど、明らかに同一店舗である場合は対象となる店舗は「1」としてカウントします。
321	施設の中に、複数の飲食店がある場合、別々の支給対象となるか	各飲食店が、それぞれ支給要件を満たしている場合は、別々に対象となります。
322	菓子製造業の営業許可を受けているが、応援金の対象となるか	飲食店又は喫茶店の営業許可を得ていない場合は対象となりません。
323	同じ住所，同じ屋号だが，営業許可書の申請名義が異なる2つの許可を取得している場合は，それぞれで申請可能か	実態を確認させていただき，同一店舗と認められる場合は，複数の申請はできません。なお，書類のみで状況を把握できない場合は，現地にて確認を行うこともあります。

No.	質問	回答
4.協力金の金額		
401	売り上げに応じて支給される協力金の金額は、具体的にどのように決められるか	<p>原則として、前年または前々年の同期間の「売上高」の平均により算出します。算出期間は次のいずれかから選択いただけます。</p> <p>(第4期)</p> <p>イ. 月単位方式 令和元年又は令和2年の8月1日～9月30日の飲食業売上高 ÷ 61(日) =1日当たり飲食業売上高</p> <p>ロ. 時短要請期間方式 令和元年又は令和2年の8月27日～9月12日の飲食業売上高 ÷ 17(日) =1日当たり飲食業売上高</p> <p>ハ. 特定月方式 令和元年又は令和2年の9月1日～9月30日の飲食業売上高 ÷ 30(日) =1日当たり飲食業売上高</p> <p>(第5期)</p> <p>イ. 月単位方式 令和元年又は令和2年の9月1日～9月30日の飲食業売上高 ÷ 30(日) =1日当たり飲食業売上高</p> <p>ロ. 時短要請期間方式 令和元年又は令和2年の9月13日～9月30日の飲食業売上高 ÷ 18(日) =1日当たり飲食業売上高</p>
402	開業してから1年未満の飲食店を営んでいるが、その場合協力金はどのように決められるのか	<p>開店1年未満の場合は、「令和3年6月～7月の売上高」÷「6月～7月の日数(61日)」 令和3年6月2日～7月1日開店の場合は、「令和3年7月の売上高」÷「7月の日数(31日)」 令和3年7月2日以降開店の場合は、「開店日～令和3年8月26日の売上高」÷「開店日～令和3年8月26日の日数」にて計算いたします。</p>
403	第1期～第3期で選択した計算方式と異なる計算方式を採用したり、異なる年度の売上高により計算したりすることは可能か	<p>可能です。</p> <p>(例)</p> <p>第1期～第3期は「月単位方式」(No.401参照)を選択し、「令和2年度の飲食業売上高」を採用。 第4期は「時短要請期間方式」(No.401参照)を選択し、「令和元年度の飲食業売上高」を採用。</p>

No.	質問	回答
404	店舗毎に異なる売上高計算方式を計算方式や年度を採用することは可能か	可能です。 なお、その際は、店舗毎に採用した年度の売り上げを示すことのできる書類を添付いただく必要があります。 (No.405参照)
405	売り上げを示すことのできる書類がないがどうすればよいか	1日の売り上げを「7.5万円以下」とみなし、協力金の額は1日あたり3万円とします。(大企業を除く) なお、売り上げを示すことのできる書類は、原則として、次の書類が必要です。 法人:「売上台帳等の帳簿の写し」及び「法人税の確定申告書別表第一の控え、法人事業概況説明書(月別売上高)の控え等」 個人:「売上台帳等の帳簿の写し」及び「所得税の確定申告書の控え、青色申告決算書(月別売上高)の控え等」 ※令和3年1月以降開店の場合は「売上台帳等の帳簿の写し」
406	協力金を計算する際の売上高は税込みか、税抜きか	協力金を計算する際の売上高は「消費税及び地方消費税を除いた飲食業による売上高」をいいます。 売上高減少額も同様に「消費税及び地方消費税を除いた飲食業による売上高の減少額」のことをいいます。 通常、税込みで売上高を計算している場合は、算出期間の売上高の合計に「100/110」を乗ずる等により、税抜き金額を算出願います。
407	飲食業以外の業も営んでいるが、全ての業の売上高から協力金の額を計算してよいか	本申請にかかる売上高は「飲食業による売上高」を指しますので、それ以外の業による売上高は算入できません。また、テイクアウトによる飲食業の売上高についても、時短要請の対象外の売上となるため参入できません。 なお、添付いただく「売上高を示すことのできる書類」について、飲食業以外の売上高等が含まれている場合には、飲食業の売上高がわかるように朱書き等により明示した上で提出願います。
408	大企業では売上高減少額方式のみ認められているが、開店1年未満であり、令和元年及び令和2年の対象期間の飲食業売上高が無い場合、どうすればよいか	開店1年未満の事業所等で、令和元年および令和2年の飲食業売上高が無い場合、「新規開業特例」に該当するため、大企業であっても、直近3ヶ月間の飲食業売上高等(No.402参照)により「売上高方式」にて計算いたします。
409	災害等の影響により、前年又は前々年の対象期間の売上高が減っている場合、前々々年の対象期間の飲食業売上高を使用することは可能か	災害等の影響を受けて前年又は前々年の対象期間の売上高が減っている場合には、前々々年の対象期間の飲食業売上高を基準に売上高単価を算出することを認めます。 その場合、申請書類一式と併せて、災害等の影響がわかる客観的な書類(罹災証明書等)を提出いただく必要があります。

No.	質問	回答
5.その他		
501	現金でもらえませんか	現金支給はできません。